

一般県道ふじみ野朝霞線（富士見都市計画道路3・4・9水子鶴馬通線）
説明会開催結果について

- 1 開催日時 第1回目：令和3年10月27日（水）19時～20時
第2回目：令和3年11月 2日（火）19時～20時
- 2 場所 富士見市立みずほ台小学校 体育館／富士見市東みずほ台三丁目 21
- 3 参加人数 第1回目：49名
第2回目：24名
（出席者カードにご記入いただいた人数）
- 4 説明内容 ・道路整備計画の概要
・用地測量業務の概要
・公共用地取得の流れ

5 主な質疑応答

【①道路計画に関すること】

Q：計画線が変わることはあるのか。

A：基本的には変わらない形で検討を進めていく。

Q：道路を作るメリットはどのくらいあるのか、莫大な税金をつかうことになると思うが、それによって渋滞緩和などを考えているかと思うが、それに見合うメリットがあるのか。

A：計画道路を整備することによって、歩行者の安全確保、地域の防災性の向上、現在の県道ふじみ野朝霞線の交通渋滞の分散による渋滞の改善がされるというところで、必要な道路と考えている。

Q：昭和46年に都市計画決定されているが、事業が進まなかった理由があるのか。

A：都市計画が決定した昭和46年から50年間の間で、富士見市が先行して道路用地を取得してきたが、具体的に埼玉県と富士見市で事業化の協議を始めたのは平成29年から30年にかけてである。

現在の県道の渋滞解消や、安全対策のために、バイパス機能を備えた都市計画道路を今回、県と市で協議を整えて整備するに至った。

Q：道路の計画にあたって、今住宅街があるところは信号機が全然ないが、どのくらい設置していくか。

A：信号機の設置については、今後、警察と協議を進めながら決定するため、現段階で

どこに設置するかは決まっていない。

【②スケジュールに関すること】

Q：事業スケジュールは。

A：地権者の皆様のご意向にもよるが、用地取得に5年程度を考えている。

その後工事を行っていくので、完成までの期間はおおむね10年程度を考えている。

Q：境界確認終了後の流れはどのようになるか。

A：境界確認などの用地測量終了後に、皆様に個別に用地提供への協力依頼などをお願いしていくことになる。

Q：計画区間（位置図中の丸点線箇所）は、いつ頃事業計画になるのか。

A：富士見市では重点路線として先行して用地の取得を進めている。

今回進める区間の整備が完了後の着手となり、時期については今の段階では明言できないが、都市計画道路の重要な整備路線となっているのでいずれは着手していく。

【③用地取得に関すること】

Q：用地買収の流れとして、土地と建物の調査をした後、補償額が決定するとのことであるが、物件については地権者の方で撤去するということか。

補償額の内訳は、土地と建物の価格、撤去費用などか。

A：物件の移転は地権者様ですべて行っていただくことになる。県からは移転補償金ということで、お金の支払いだけになり、実際の移転工事は地権者様に行っていただくことになる。

補償の内訳は、土地代、建物があれば建物解体費、新設費である。ただし、新設費については、経過年数を考慮した金額となるので100%ではない。

Q：用地買収後に中途半端に残る場合は、土地は自分でなんとかしないとイケないのか。

A：基本的には残地については地権者様の対応となるが、例えばとても小さくなり使い勝手が悪いという場合には、個別にご相談させていただきたい。

【④計画区間の環境に関すること】

Q：計画道路の付近には貴重な野生生物もいて、子供たちの観察や遊びの場所で、貴重な体験場所にもなっている。

A：計画道路区間には、生態系豊かな場所や、湧き水がある。

これから設計していく段階のため、自然環境への配慮も考慮していきたい。ご意見を十分踏まえ、設計に反映していきたい。

Q：性連寺付近の高低差が4mから5mほどある。

道路の高低差もあり、相当数の排気ガスや騒音も発生すると思われる。

それに対する防護壁を、ぜひ検討してもらいたい。

A：現場を十分把握したうえで、必要な対策は検討していきたい。

斜面になっている場所は、擁壁を作らざるを得ない状況になるかと思うが、どのくらいの高さになるかなど、検討していきたい。

Q：交通量が増えると、排ガスが心配であるが、補償は考えているのか。

A：排ガスに関する補償はない。ただ、なるべく構造的に対応ができるものがあるならば配慮していきたい。

※本内容は、皆様から頂いたご質問や回答を簡潔にまとめたものですので、あらかじめご了承ください。